

不正薬物の水際阻止に向けて

～最近の密輸動向と摘発事例～

関税局調査課課長補佐 吾住 亨

最近の摘発事例をカラー写真付で裏表紙に掲載していますので、併せてご覧ください。

はじめに

最近、テレビや新聞では、学生や芸能人等による覚せい剤、大麻の使用事件のニュースが連日のように報道されており、大きな社会問題となっている。

近年の我が国の薬物情勢をみると、覚せい剤については、第3次覚せい剤乱用期が到来したと言われた平成9年に、検挙人員が1万9,937人と2万人の大打に肉薄したが、警察庁によれば、昨年の検挙人員は1万1,041人と、約10年間で55%の水準まで減少している。しかし、これは全薬物事犯の検挙人員の約77%を占めており、覚せい剤事犯が依然として我が国の薬物問題の中心的課題であることを示している。また、大麻事犯の検挙人員は、2,778人と過去最高を記録し、10年前の約2倍の水準まで乱用のすそ野が広がっている。

こうした状況の下、昨年8月に内閣総理大臣を長とする薬物乱用対策推進本部において、平成10年から講じてきた累次の薬物乱用防止対策に続き、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」が策定され、政府を挙げた総合的な対策を講ず

ることにより、薬物乱用の根絶を目指しているところである。

水際取締機関としてこの一翼を担う関税局・税関においても、こうした不正薬物やけん銃等の社会悪物品の国内流入の阻止を最重要課題の一つとして位置付けるとともに、テロ関連物資、大量破壊兵器関連物資等の社会の安全・安心を脅かす物品の密輸出入の取締りに全力を傾注しており、内外関係機関との連携や情報交換を積極的に行うなど、近年の悪質・巧妙な密輸事犯に対応した取締体制の整備に取り組んでいる。

こうした関税局・税関の水際取締りの成果の一端を示すものとして、去る2月上旬、「平成20年の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況について」を公表したところであり、本稿では不正薬物の密輸動向を中心に、その内容を紹介する。

1. 不正薬物の密輸動向

(1) 密輸摘発実績の概要

平成20年の税関における主な不正薬物密輸入事犯の摘発状況は、前年に比べ、覚せい剤の

表 1：主な不正薬物等の密輸摘発実績

種類		年	H16	H17	H18	H19	H20	前年比
覚せい剤	件		103	33	82	72	110	153%
	kg		385	88	140	287	408	142%
大麻	件		314	243	195	168	123	73%
	kg		888	588	196	491	87	18%
大麻草	件		242	178	136	126	96	76%
	kg		597	385	130	450	63	14%
大麻樹脂	件		72	65	59	42	27	64%
	kg		291	203	66	41	24	59%
ヘロイン	件		3	3	3	4	4	100%
	kg		0	0	2	1	1	97%
コカイン	件		19	5	12	17	7	41%
	kg		83	2	7	16	2	12%
あへん	件		6	3	6	6	-	全減
	kg		1	0	27	17	-	全減
MDMA 等	件		54	25	30	64	15	23%
	千錠		401	234	115	1,315	139	11%
向精神薬	件		63	28	50	28	34	121%
	千錠		27	15	27	12	20	176%
合計	件		562	340	378	359	293	82%
	kg		1,358	679	377	811	498	61%
	千錠		429	249	142	1,326	159	12%
銃砲	件		4	2	4	6	1	17%
	丁		5	4	15	10	1	10%
銃砲部品	件		1	0	2	3	3	100%
	点		1	0	3	4	3	75%

摘発が大幅に増加したが、大麻及び MDMA 等の摘発が減少したため、全体では摘発件数が 293 件（対前年比 82%）、押収した覚せい剤・大麻等の重量は約 498kg（同比 61%）、MDMA 等・向精神薬の錠剤型薬物の押収量は約 15 万 9 千錠（同比 12%）と、摘発件数及び押収量とも平成 19 年に比べて減少した。

なお、不正薬物以外の社会悪物品では、けん銃の摘発件数が 1 件、押収量は 1 丁と、平成 19 年の 6 件、10 丁に比べて減少した。[表 1 参照]

密輸形態について見ると、前年に引き続き、航空機旅客による密輸入事犯が後を絶たず、摘発件数の約 49% と半数近くを占めた。[表 2 参照]

密輸手口については、スーツケースの二重工

作、身辺巻き付け、飲み込みによる隠匿が主流となっている。

(2) 不正薬物密輸事犯の概要

①覚せい剤

覚せい剤の摘発件数は年末にかけて航空機旅客による携帯密輸を中心に急増し、110 件（対前年比 153%）と、比較可能なデータのある昭和 41 年以降では、平成 16 年の 103 件を上回り過去最高を記録した。また、押収量は、大量密輸事犯の摘発が大きく影響し、約 408kg（同比 142%）と前年に比べ大幅に増加し過去 5 年で最高となった。

仕出地別に見ると、摘発件数では中国仕出が 51 件と平成 18 年の 50 件を上回り過去最多を記録した。押収量では、中国仕出が約 53kg と

表 2：主な不正薬物密輸入事犯の密輸入形態別摘発件数

形態別	年	H16	H17	H18	H19	H20	前年比	構成比
航空機旅客等による密輸入		231	136	181	169	143	85%	49%
国際郵便物を利用した密輸入		255	151	137	131	113	86%	39%
商業貨物を利用した密輸入		53	41	26	34	17	50%	6%
航空貨物		48	36	24	23	15	65%	5%
海上貨物		5	5	2	11	2	18%	1%
船員等による密輸入		23	12	34	25	20	80%	7%
合計		562	340	378	359	293	82%	100%

依然として我が国に密輸入される覚せい剤の主要な仕出国となっている。[図 1 参照]

また、平成 19 年のメキシコ、トルコ、アラブ首長国連邦に続き、南アフリカ、カンボジアからの密輸を初めて摘発した。

ちなみに、平成元年以降に 1kg 以上の摘発があった仕出国を調べてみると、平成 14 年までは 1～4 ヶ国の範囲で推移していたが、平成 15 年に 5 カ国に増加して以降、平成 19 年までは 5～9 ヶ国で推移し、昨年は 11 カ国に及んでいる。これは、(イ)平成 9 年から 14 年までは、北朝鮮から洋上取引による大量密輸が相次いだ、平成 13 年 12 月の奄美大島沖での海上保安

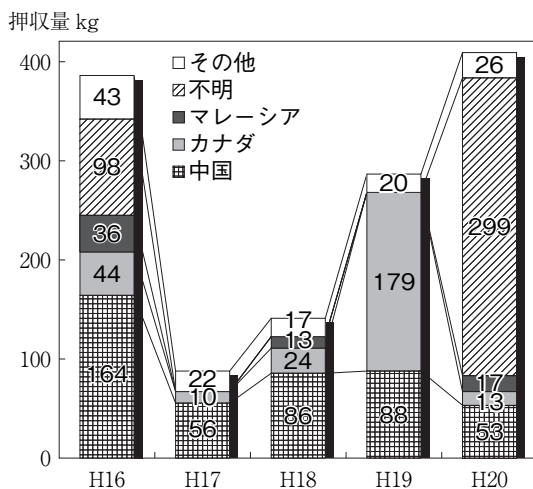
庁巡視船による北朝鮮工作船との銃撃事件等を受け、関係機関の取締りが強化されたことの影響もあり、平成 15 年以降北朝鮮からの直接的な密輸入は確認されていないこと (ロ)中国では、北京オリンピック開催に向けて平成 15 年頃から当局による取締りが強化されたこと (ハ)米国の覚せい剤前駆物質の規制強化に伴いカナダやメキシコに覚せい剤密造拠点がシフトし、また、南アフリカにおいても近年覚せい剤密造工場の摘発が見られるなど、覚せい剤密造拠点が世界的に分散してきていること (ニ)平成 18 年末にメキシコから我が国への直行便が就航するなど航空路線が整備され、移動の利便性が向上していること (ホ)日本は覚せい剤の値段が高く、供給側にとって利益率の高い市場と考えられること、などを背景として、中国や北朝鮮からの大量密輸が抑制、遮断される一方で、密輸・密売組織が我が国における一定の流通を確保するため、覚せい剤の調達ルートを複数に分散、拡大してきているのではないかと考えられる。

(摘発事例：裏表紙 Case1 参照)

②大麻

大麻草及び大麻樹脂を合わせた大麻全体の摘発件数は 123 件（対前年比 73%）、押収量は約 87kg（対前年比 18%）と減少した。この要因として、(イ)北海道洞爺湖サミット及び北京オリンピックの開催に伴う国内外の取締強化の影響

図 1 覚せい剤の仕出地別押収量の推移



もあり、昨年夏頃までは不正薬物全般に摘発が低調であったこと（□）警察庁に拠れば、我が国においても昨年の国内での大麻栽培事案の検挙件数及び検挙人員が、それぞれ 274 件（対前年比 148.9%）、210 人（同比 165.4%）と大幅に増加している（近年、大麻草の品種改良が進み、世界的にも屋内での水耕栽培が拡大傾向にあるとの見方もある）こと、などの状況が影響していると考えられる。

また、押収量の大幅な減少は、平成 19 年 8 月に大阪港においてカナダ来海上貨物から約 279kg に及ぶ大量の大麻草を押収したことの反動によるところが大きい。

仕出地別に見ると、大麻草は南アフリカ 5 件・34kg、米国 13 件・7kg、オランダ 9 件・7kg となっており、押収量ではこれら 3 カ国で全体の 76% を占めた。なお、平成 19 年に大量押収のあったカナダからの摘発は減少した。

【図 2 参照】

なお、大麻樹脂については、摘発件数ではオランダ、インドが依然として多く、押収量では平成 19 年に摘発実績が途絶えたネパールから、約 13kg の摘発があった。【図 3 参照】

（摘発事例：裏表紙 Case2 参照）

なお、大麻の種子については大麻草や大麻樹脂と異なり大麻取締法上の「大麻」には当たらず、関税法上も輸入してはならない貨物に該当しないが、外国為替及び外国貿易法の規定により熱処理等発芽不能の処理を施した旨の厚生労働省による証明がなければ輸入できないこととされており、税関においてはこうした書類が確認できない場合には輸入を許可しない。さらに、悪質な事案に対しては関税法違反による告発をもって臨んでいるところである。事例としては、昨年 2 月、中部国際空港に帰国した日本人夫婦の携帯品検査において大麻の種子約 1 千粒を摘発し、初めて無許可輸入罪として告発したものがある。

③ MDMA

錠剤型合成麻薬である MDMA の摘発件数は

図 2 大麻草の仕出地別押収量の推移

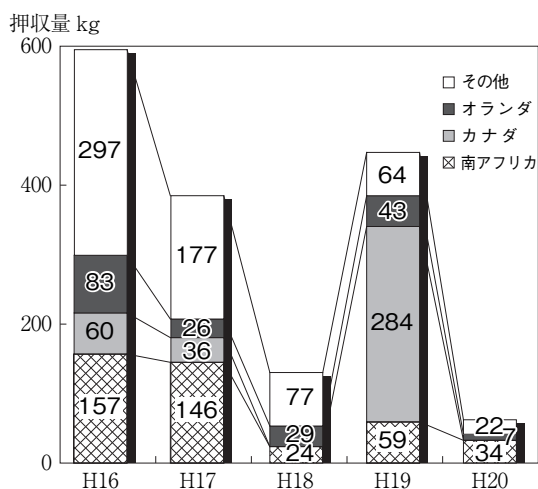
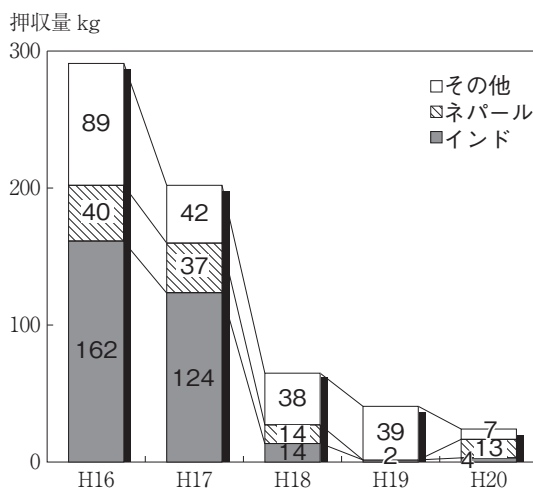


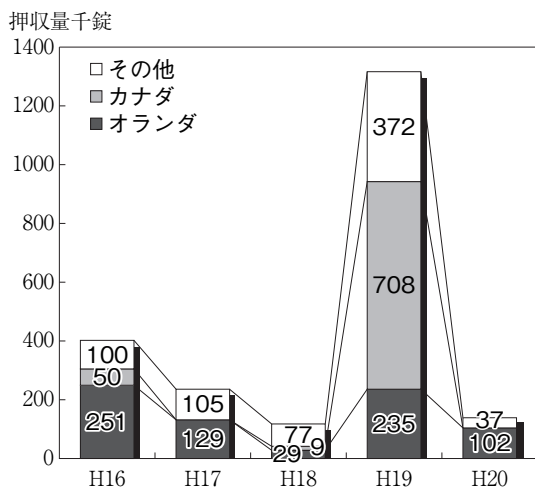
図 3 大麻樹脂の仕出地別押収量の推移



15 件・対前年比 23% と大幅に減少した。押収量も約 13 万 9 千錠・対前年比 11% と、平成 19 年 8 月に大阪港においてカナダ来海上貨物から摘発された約 68 万 8 千錠に及ぶ大量押収の反動もあり、大幅な減少となった。【図 4 参照】

警察庁によると、MDMA 等合成麻薬事犯の検挙件数、検挙人員とも平成 18 年から 3 年連続して減少しており、国内の需要に何らかの変化が生じてきているとの見方もあるが、依然として若者を中心に根強い需要があることから、警戒を緩めることなく水際の取締りを強化し

図4 MDMAの仕出地別押収量の推移



ていく必要がある。

(摘発事例：裏表紙 Case3 参照)

2. 地方港における摘発事例

税関においては、主要な空港・港のみならず、地方港においても取締りを強化しているところであり、平成20年は、不正薬物をはじめ、輸入してはならない貨物の密輸入事件が相次いだ。

- ①香川県高松港において、中国から入港した中国船籍貨物船の中国人乗組員が覚せい剤約1kgを密輸入した事案を摘発。
- ②愛媛県松山空港において、カンボジアから韓国を経由して入国したシンガポール人女性が覚せい剤原料約3kgを密輸入しようとした事案を摘発。
- ③愛知県三河港において、中国から入港したシエラレオネ船籍貨物船の中国人乗組員らが偽造クレジットカード原板（生カード）約5千枚を密輸入しようとした事案を摘発。
- ④岡山県水島港及び岩手県釜石港において、中国船籍貨物船の中国人乗組員が偽造百円白銅貨幣合計約130枚を密輸し、密輸しようとした事案を摘発。
- ⑤茨城県ひたちなか港において中国から商標権

を侵害するバッグ等約3万4千点を密輸入しようとした事案を告発。

今後も、限られた人員・資源の中で創意工夫を凝らしながら、関係機関とも連携し、こうした地方港における密輸取締りにも引き続き厳格に対処していかなければならないと考えている。

おわりに

昨年の我が国の薬物情勢は、国内における流通量の減少がうかがえ、末端価格の高値状態が継続している状況にあると警察庁は概観している。この点については、特に、昨年の税関における覚せい剤の摘発件数・押収量がともに前年に比べ大幅に増加していることから、税関における不正薬物の水際取締りが一定の効果を挙げていると考えられる。しかし、他方、大麻及びMDMA等については、摘発件数・押収量ともに前年に比べ大幅に減少しており、関税局・税関としても危機感をもって更なる水際阻止に取り組んでいるところである。

また、19年度関税改正において、適正な輸出入通関を確保するための水際取締り全般に係る罰則水準を約50年ぶりに引き上げ、20年度改正においては税関の犯則調査に資するために民間団体等への照会根拠規定の明確化や鑑定処分許可請求権の整備を図り、更に、21年度改正においては、印紙又は郵便切手の偽造品、変造品及び模造品を関税法上の輸入してはならない貨物に追加したところである。このように、関税局・税関においては、厳格な法執行の観点からも環境整備を図りつつ、警察・海上保安庁等の関係取締機関とも連携しながら、我が国の安全・安心を確保すべく、水際の密輸取締りの更なる強化を図っていく所存である。

(本文中意見にわたる部分は、筆者の個人的見解である。)